



児童養護施設から子どもが家庭復帰した家庭への養育支援：
市町村における養育支援訪問の実態調査からの分析

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-09-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 嘉余子, 石田, 賀奈子, 永野, 咲 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/15566

児童養護施設から子どもが家庭復帰した家庭への養育支援 ー市町村における養育支援訪問の実態調査からの分析ー

伊藤 嘉余子 大阪府立大学
石田 賀奈子 神戸学院大学 講師
永野 咲 東洋大学大学院 博士後期課程

要旨

本研究では、児童養護施設から子どもが家庭復帰した家庭に対して市町村が行う養育支援の現状分析から、今後の課題を明らかにすることを目的として、市町村職員に対するアンケート調査及び養育支援の事例研究を実施した。

分析の結果、以下の4点の実態及び必要な改善点が明らかとなった。(1) 家庭復帰ケースへの支援として「つなぐ支援」と「エンパワメント」が中心となること、(2) 訪問支援者のレポーターとマンパワーの問題を改善する必要があること、(3) 養育者が訪問支援を拒否した場合の対応策がないこと、(4) 訪問支援者と子どもの出身施設の連携があまりとれていないこと。

キーワード：児童養護施設、家庭復帰、訪問支援

I. 研究の背景と目的

1. 研究の背景と問題の所在

児童養護施設を退所した者のアフターケアについては、2005（平成 17）年の児童福祉法改正によって児童養護施設の業務として位置づけられている。施設内におけるアフターケアの主たる担い手としては家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー：FSW）が想定されているが、実状として FSW は施設に入所している子どもたちの家庭復帰に向けた家族関係調整に係る援助活動に多くの時間を費やしているし、また FSW 自身もそれを自身の主たる役割として認識していると思われる（石田ら：2007）。

また、児童養護施設におけるアフターケアに関する先行研究を概観すると、その多くが「仕事+住居の保障」をテーマとするものが多く、施設退所者のアフターケアに関する議論の中心は「18歳で退所（または15歳で中卒就職・退所）するケースのアフターケア」にあることがわかる（伊藤：2010）。

家庭復帰ケースに対する施設や児童相談所によるアフターケアや養育支援が困難であるという指摘や現状を鑑み、2009（平成 21）年には「養育支援訪問事業」が市町村の業務として法定化され、支援の対象の一つとして、「施設や里親家庭から児童が家庭復帰した家庭」が位置づけられた。この事業は、施設や里親家庭から家庭復帰した児童の家庭だけを専門に支援を行うわけではないものの、施設や児童相談所からの支援が届きにくい家庭復帰ケースの家族のニーズを把握し、必要な支援を展開できる方策として期待が大きい。しかし、総務省（2011）による「児童虐待の防止等に関する政策評価の取りまとめの方向性

の概要」によると、同年より開始した「乳児家庭全戸家庭訪問事業」よりも「養育支援訪問事業」は実施率が低い市町村が多く、また児童福祉司への意識調査においても「(この事業は)有効である」との回答は、「乳児家庭全戸家庭訪問事業」が 97.7%であるのに対して、「養育支援訪問事業」については 70.3%にとどまっている。

家庭復帰の形で施設や里親家庭から措置解除された子どもとその家族への養育支援を有機的に展開するためにはどのようなシステムや条件整備が必要なのか検討する必要があると考える。

2. 本研究の目的

上記のような問題意識を踏まえ、本研究では、以下の3点を明らかにすることを目的とした。(1)各市町村における「養育支援訪問事業」の実施状況、(2)「養育支援訪問事業」の家庭復帰ケースにおける活用状況、(3)事業を実施している自治体が直面している課題と必要な改善策。

3. 本研究の意義

施設退所者へのアフターケアに関する先行研究は多いが、家庭復帰ケースを取り上げる研究は非常に少ない。また、子ども家庭福祉分野において「家庭訪問」の形で行う支援の重要性や必要性が強調される機会は必ずしも多くない。

家庭を訪問して行うケアや支援については、日本では高齢者福祉や医療あるいは障害者福祉の領域では「訪問介護」「訪問看護」等一般化している。一方、児童福祉の領域では、家庭訪問による養育支援はあまり浸透していなかった。しかし、2009年度に「乳児全戸家庭訪問事業」や「養育支援訪問事業」が制度化され、日本の児童福祉領域においても、家庭訪問を手段・媒介として支援を展開する取り組みが本格化してきているといえよう。

近年の先進諸国における児童虐待防止をはじめとする子ども家庭福祉の新しいキーワードは「アウトリーチ」と「ホームビジティング(家庭訪問)」であるという(西郷:2011)。日本においても、家庭訪問型の養育支援を有機的に展開していくために必要なエビデンスの収集や分析が必要な段階に来ていると考えられる。本研究がその一つになるのではないかと考える。

II. 研究方法

1. 調査対象

近畿2府4県(大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・兵庫県・和歌山県)の全市区町村(231自治体)を調査対象とした¹。対象を近畿2府4県に限定した理由は、質問紙調査の後、回答内容によっては自治体への訪問調査を予定していたためである。

2. 調査方法

本研究では、2つの調査を行った。

(1)市区町村における「養育支援訪問事業」の実施状況の把握

まず、各自治体における「養育支援訪問事業」の実施状況を把握するための質問紙調査

を実施した。質問紙の配布は、郵送した後に、返信用封筒にて回収する郵送法を用いた。調査時期は2012（平成24）年11月～12月である。

倫理的配慮として、質問紙には自治体名の記入欄を設けたが、結果は統計的に処理をすること、結果の公表に際しては自治体が特定されないよう配慮すること、調査結果の保管には厳重な注意を払うことを調査依頼文書および質問紙表紙に明記した。なお、調査に先立ち、大阪府立大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科研究倫理委員会を受審し、倫理的配慮が図られているとの承認を得た。

(2)「養育支援訪問事業」として行った「家庭復帰ケースへの支援事例」の収集

事業実施状況を把握するための調査において、「施設等からの家庭復帰ケースへの支援実績あり」と回答した自治体を対象に、事例を収集するための追加調査を実施した。当初この「事例収集」はインタビュー調査によって行う予定であったが、調査依頼の過程において複数の自治体から「インタビュー調査への回答は困難だが、調査票記入という形であれば回答可能」との返答を得たため、家庭復帰ケースへの支援事例に関する記入用紙を郵送し回収した。調査時期は2012（平成24）年12月～2013（平成25）年1月である。

収集した事例に関する記述内容については、帰納的アプローチによる定性的データを処理する方法である Krippendorff（1980）によるメッセージ分析（内容分析）法に基づいて分析を行った²。

同分析法は、データとして記録されている文脈を特定の分析単位に分割し、集約・カテゴリー化しながら、メッセージ性のある因子を抽出し整理した上で、因子相互間の関連性について検討し、構造化することによって現象を推論し探索するという手順で進められる。具体的には、以下の手順で分析を行った。①データの中から、養育支援に関わる内容を抽出し、その内容ごとにコードを付して分類する。②分類した項目について、より広い領域としてのサブカテゴリー、カテゴリーに整理する。

Ⅲ. 結果

1. 市町村における養育支援訪問事業の実施状況に関するアンケート調査

(1)回収状況

231自治体に郵送し、118自治体から回答を得た。回収率は51.1%である。

(2)養育支援訪問事業の実施状況(表1, 表2)

養育支援訪問事業の実施については「行っている」97件(82.2%)、「行っていない」19件(16.1%)、「次年度より実施予定」2件(1.7%)であった。

事業を実施している自治体のうち8ヶ所は「民間の法人や団体に委託している」とのことであった。委託先としては「ヘルパーステーション」「助産所」「シルバー人材センター」との回答があった。事業を実施していない自治体について、その理由を尋ねたところ「該当ケースがない」「事業を行うための体制が整わない」「乳児家庭全戸訪問事業を実施しているため(必要ない)」との回答があった。

(表 1)「養育支援訪問事業」を行っているか

	実数	%
行政で行っている	89	75.4
民間の法人や団体等に委託している	8	6.8
行っていない	19	16.1
次年度より実施予定	2	1.7
合計	118	100.0

(3)2011 年度の活動実績(表 2)

2011 年度における「養育支援訪問事業」による活動実績について、支援対象となる家庭別に件数を尋ねた。なお、この家庭種別は、厚生労働省が示している「養育支援訪問事業ガイドライン（以下、ガイドライン）」に基づいて設定した。それにもかかわらず、複数の自治体から「こうした種別によるカウントは行っていない」との回答があり、そのような自治体の調査票には、支援実施合計数のみ記入されていた。

2. 養育支援訪問事業として行った「家庭復帰ケースへの支援」の事例研究

(1) 調査の対象と回収状況

先述した質問紙調査において「家庭復帰ケースへの支援実績がある」と回答した自治体 10 ヶ所に対して、家庭復帰ケースや支援内容に関する内容を問う質問紙調査を郵送法にて行った。その結果、8 自治体より回答があり、20 ケースを収集することができた（回収率 80.0%）。

(表 2)2011 年度の事業による訪問実績(実家庭数)(n=99)

	実績あり	実績なし	無回答
(1)若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭	36	57	6
	36.4%	57.6%	6.1%
(2)産後まもない時期(1 年程度)の養育者が育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに強い不安や孤立感を抱える家庭	56	37	6
	56.6%	37.4%	6.1%
(3)食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、虐待のリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭	58	35	6
	58.6%	35.4%	6.1%
(4)児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭	10	83	6
	10.1%	83.8%	6.1%

(2) 当該家庭の子どもの家庭復帰直前の居住場所

当該家庭の子どもが家庭復帰する直前に居住していた場所については「児童養護施設」(10 件)が最も多く、以下「乳児院」(5 件)、「一時保護所」(3 件)、「里親家庭」(1 件)、「児童自立支援施設」(1 件)であった。なお、乳児院ケースはいずれも若年母であった。

(3) 家庭訪問支援者及び同行者の職種・資格

家庭訪問支援者及び同行者の職種・資格としては「児童指導員」(8 件)が最も多く、次いで「保健師」(7 件)であった。他には、保育士(3 件)、社会福祉士(3 件)、「主任児童

委員」(3件),「児童相談所職員」(1件),「学校教員」(1件)があった。

傾向として,中学生や高校生等ある程度高齢の子どもがいる家庭には児童指導員が,乳幼児がいる家庭には保健師が訪問する傾向があるといえる。

(4)ニーズの複合性に関する分析

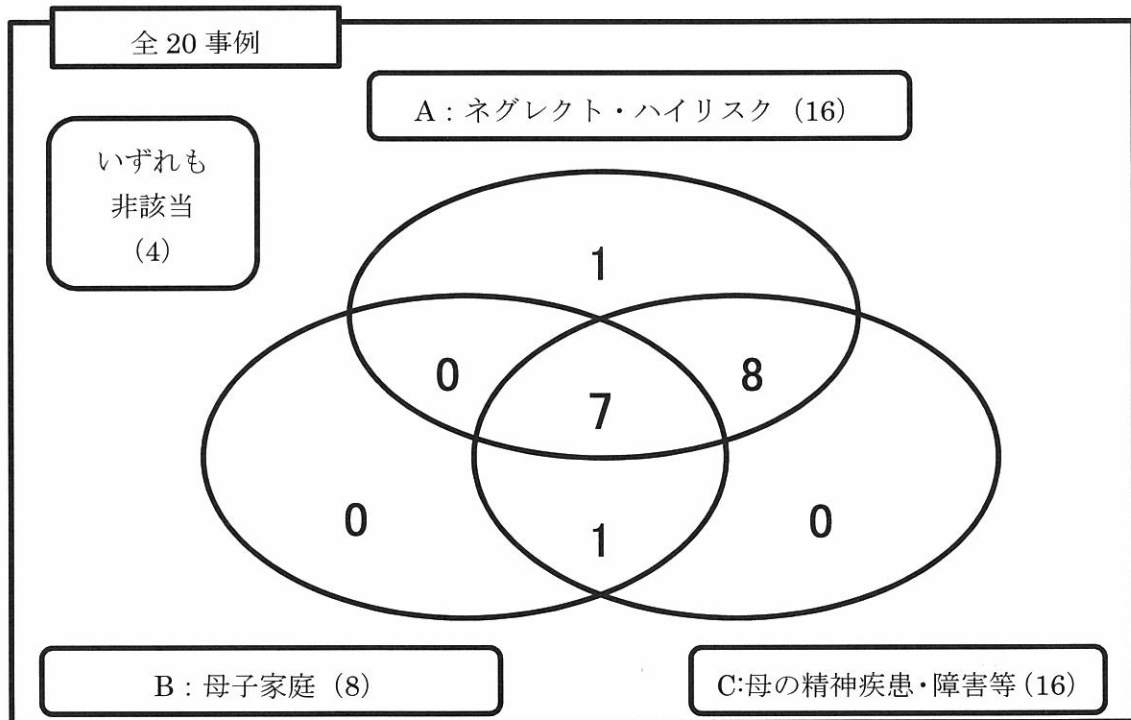
次に,各事例のフェイスシート及びアセスメント内容から,個々の家族が直面している不利・困難の複合性について検証した。

①ネグレクト・ハイリスク

20家庭中17家庭がネグレクト・ハイリスク家庭としてアセスメントされていた。適切な養育が困難なネグレクト家庭が抱えるニーズの複合性について検証を試みた(図1)。

その結果,ネグレクト・ハイリスク家庭全16家庭のうち,母に精神疾患または知的障害のある家庭が15家庭であり,そのうちの母子家庭が7家庭であった。母にパートナーがいるいないにかかわらず,母親に精神疾患か知的障害がある場合,子育てがネグレクト状態に陥りやすいことが示唆された。

さらに,8つの母子家庭のすべての母に「精神疾患または知的障害」があるとのことであったが,これら8家庭の子どもの年齢は,幼児から高校生まで多様であり,単に「子どもの成長(母の養育力が低くても,子ども自身の力に期待できるから)」という理由で施設退所・家庭復帰に至ったとは考えにくく,家庭復帰の根拠・アセスメントについて疑問が残る。



(図1)ネグレクトと母のニーズの複合

また,これら8つの母子家庭及びネグレクト・ハイリスク家庭への支援の傾向・特徴として,家事ヘルパー派遣や各種手続き等の同行支援といった「母の家事・育児の負担軽減」に直接つながる具体的な支援が実施されているという点とあわせて,子の年齢が小さいほど「母の話を傾聴する」「母にとって相談しやすい関係になる/関係を維持できるよう努め

る」といった母親への相談支援が中心となっている点が挙げられる。

②経済的困難

次に、経済的困難を抱える家庭のニーズの複合性について検証を試みた（図2）。その結果、20 家庭中 14 家庭が経済的困難を抱えていた（借金、生活保護受給中など）ことに加え、経済的困難と母の精神疾患・障害等、子の疾病・障害等の3つのリスクが重複している家庭は8家庭であった。父母に精神疾患・障害等があると経済的困難を抱えやすいといえる。

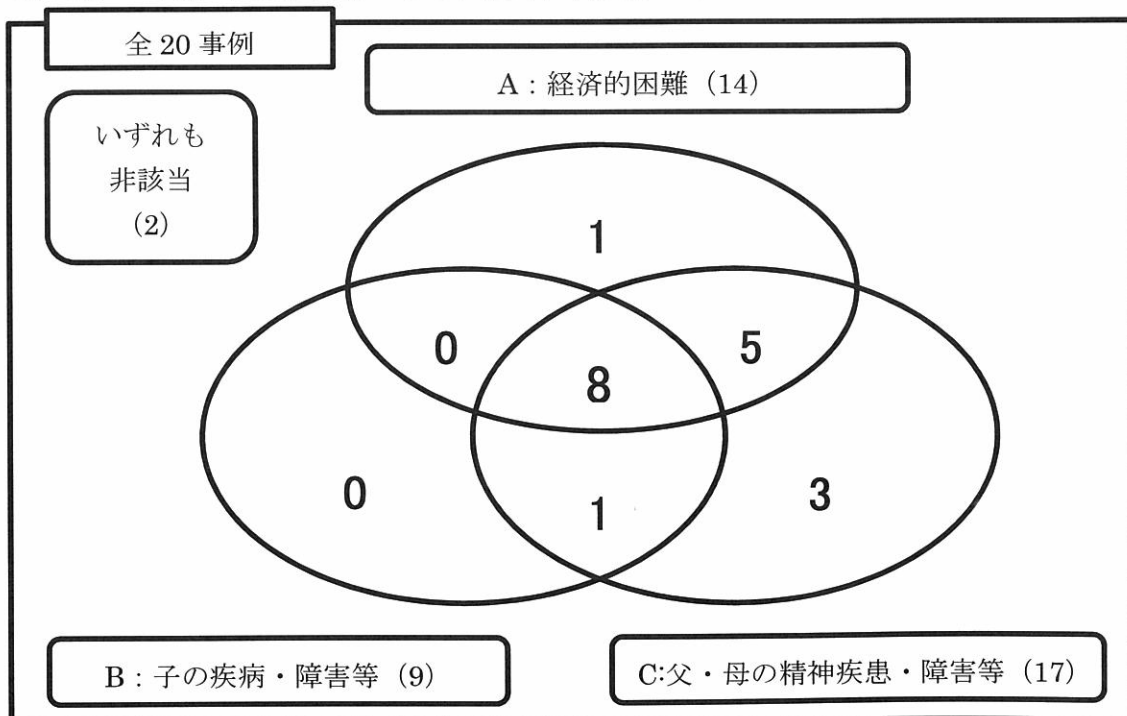
また、子どもに何らかの疾病か障害があるケースの全てにおいて、その親もまた精神疾患・障害等を抱えていた。養育支援訪問の対象となる家庭のうち「子どもに疾病・障害がある家庭」においては、治療等に係る経済的負担に加えて、日々の生活を営むための支援、子の疾病・障害に応じた関わりや支援を養育者に伝える支援、さらに子どもに直接届く支援等、多様な支援ニーズを抱えているといえよう。

③社会的孤立

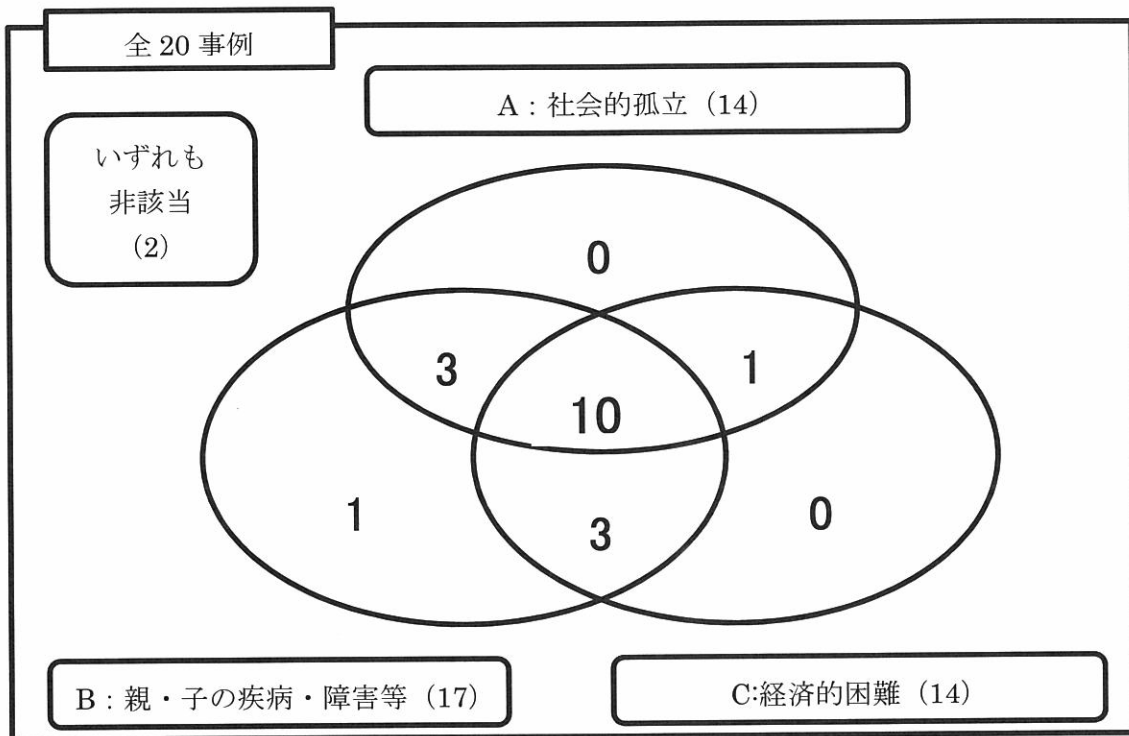
次に、親族と疎遠、近隣トラブル等を含む社会的孤立の課題を抱える家庭のニーズの複合性について検証を試みた（図3）。

その結果、社会的孤立状態にあるとされた14家庭のうち10家庭が、親または子（親子双方のケース含む）に何らかの疾病・障害があるとともに、経済的困難な状況にあることが明らかになった。

ここまでの検証結果から、いずれの側面からみても、1つの家族に、不利や困難の諸要素が複合していることが示されたといえよう。つまり、施設から子どもが家庭復帰した家庭においては、多様な不利や困難が連鎖・複合して存在していることが多いと考えられ、それぞれの不利・困難に対応できる支援や社会資源が求められていることが示唆された。



(図2)ネグレクトと親子の障害・疾病のニーズの複合



(図 3) 社会的孤立と困難のニーズの複合

(4) 実際に行われた支援とニーズとの関連性に関する分析

続いて、各家族のニーズと実際に行われた訪問支援の内容との関連性について、エピソード記述分析（内容分析）によって検証した。

まず、実際に行われた訪問支援の内容については、「保護者への支援」「子どもへの支援」「親子・家族関係調整」の3つに大別することができた（表 3）。

(表 3) 家庭復帰ケースに行われた訪問支援内容の分類表

大カテゴリー	サブカテゴリー	具体例
保護者への支援	各種手続き同行支援	生活保護，障害年金，保育所等の手続
	相談・助言支援	傾聴，育児の助言，精神的サポート
	関係機関・資源紹介	家事ヘルパー，ファミサポ等子育てサービスの紹介
	家事・育児支援・指導	家計管理，調理指導，掃除，洗濯
子どもへの支援	相談支援	話の傾聴（不満，要望等）
	学校との連携・協議	学校での面談，教員と情報共有
	成長・生活確認	遊び相手になる，定期的な見守り
親子・家族関係調整	親族への応援依頼	祖父母や親のきょうだいへの応援依頼
	親子の関わり方の支援	親・子への関わり方の助言，支援

①ネグレクト・ハイリスク家庭への支援

ネグレクト・ハイリスク家庭への支援としては、「関係機関・資源紹介」「家事・育児支援・指導」といった，保護者・家庭の養育力向上につながるような「保護者への支援」が

中心に展開されていた。

②保護者に疾病・障害がある家庭への支援

保護者に疾病・障害がある家庭への支援として、上記のネグレクト・ハイリスク家庭への支援の特徴に加えて、生活保護や保育所入所等の「各種手続き同行支援」や話し相手になることを中心とした「相談・助言支援」が多く行われていることがわかった。

③社会的孤立状態にある家庭への支援

社会的孤立状態にある家庭への支援では「親族への応援依頼」「関係機関・資源紹介」といった支援が多く展開されていた。特に、「民生児童委員との連携」「ファミリー・サポート・センターの紹介」等といった、市職員以外に定期的に家庭を見守ることができる人の開拓に重点が置かれた支援が行われていることが特徴的であるといえる。

④子どもの年齢差による支援の特性

子どもの年齢の違いによって、支援内容に傾向の違いがみられた。

子どもが乳幼児である場合、子どもへの支援よりも保護者への助言・支援・指導等が中心となる一方で、子どもが小学生以上になると「子どもの話をよく聴く」「子どもに、親との関わり方について助言・支援する」といった、子どもに直接働きかける支援が多く展開されていることがわかった。特に、親に障害・疾病があり、子どもに障害・疾病がない場合、「子どもと親が逆転しないように」「親へのネガティブな感情を払拭できるように」といったことが支援の中で特に大切にされていることがエピソード記述より明らかになった。

IV. 考察

1. 家庭復帰ケースへの支援の全体像

今回の調査結果から、現在、市町村が養育支援訪問事業として展開している「施設からの家庭復帰ケースへの支援の全体像」として、図4のようにまとめた。

1つは、親子・家庭を家庭外の様々な人・機関・資源に「つなぐ支援」が必要とされており、実際に展開されていた。つなぐ先の機関・資源は、学校や子育て支援サービス等のフォーマルな資源だけでなく、疎遠である親族等インフォーマルな資源も含まれる。

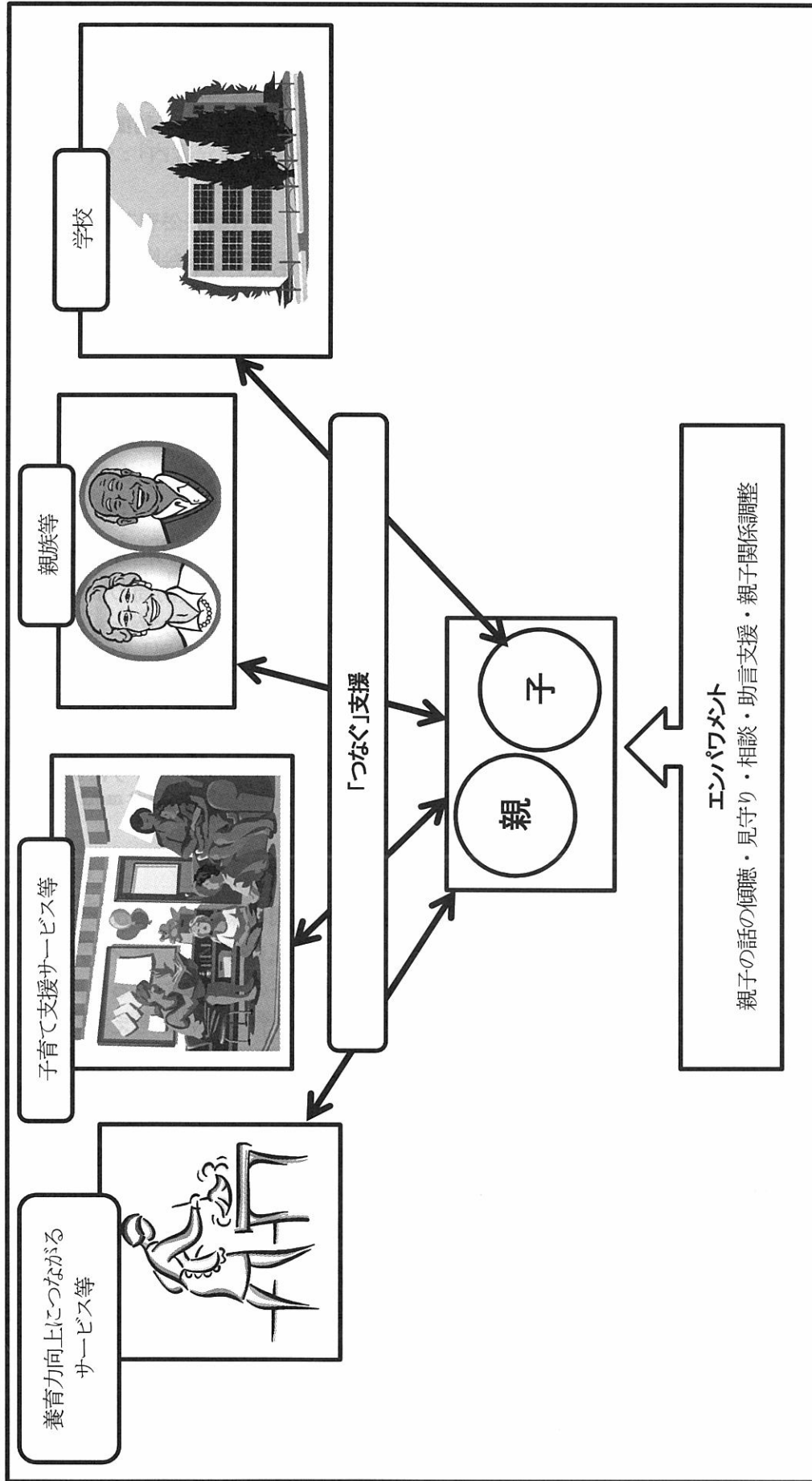
もう1つは、親子を「直接支える支援」「エンパワメント」である。訪問し親子の話を傾聴する、見守る、必要に応じて同行支援を行う等といった、訪問支援者が親子に直接働きかけ、励まし、生活を支えるという支援である。

つまり、養育支援訪問を行う訪問支援員には、親子が必要とする社会資源につなぐという「仲介」「コーディネート」機能とともに、親子と信頼関係をしっかり構築し相談支援を行うスキル・専門性が必要であるといえよう。

また、ニーズの複合性の分析によって、1つの家族が複数の複合したニーズを抱えているケースが非常に多いことが明らかになっていることから、個々の家族が抱えるニーズを的確にアセスメントできる力も求められているといえる。

2. 訪問支援者のレパトリーとマンパワーの問題

養育支援訪問を必要とする家庭のニーズは多岐にわたり、多様な支援を必要としていることが明らかとなった。しかし、現段階で実際に「養育支援訪問事業」を担当しているセクションに、支援に必要な専門職がすべて配置されているわけではない。保健師や保育士



(図4) 養育支援訪問事業による「施設からの家庭復帰ケースへの支援の全体像」

等による訪問支援が必要なケースへの対応、関係機関・部署との連携も大きな課題となるだろう。また、マンパワー不足の問題の解消も大きな課題の一つといえよう。

さらに、保健センター等関係機関と連携を図る際の情報共有の難しさを指摘する意見も多かった。要保護児童対策地域協議会等のネットワークを有効活用した訪問支援の展開のあり方について、今後さらに具体的に検討を進める必要がある。

3. 養育者が訪問支援を受けることを拒否した場合の対応

また、エピソード記述の中に「養育者が訪問支援を受けることを拒否した場合に、現段階ではなすすべがない」といった意見が多かった。養育支援訪問事業では、訪問支援を強行して実施する権限が市町村には与えられていないため、支援の必要性を感じていても、訪問を拒否された場合はどうすることもできないという。こうしたケースの場合、児童相談所との連携が非常に重要になるが、それが上手くいく場合と上手くいかない場合との差が大きいとの指摘があり、今後の課題といえよう。

4. 市町村と出身施設との連携の希薄さ

今回、分析対象として収集できた 20 事例すべてにおいて「子どもの出身施設と連携したり情報共有したりは一切していない」とのことであった。養育支援訪問の依頼の多くが児童相談所からであり、依頼元から受け取った情報をもとに、あとは実際に家庭訪問して直接家族等から話を聴いて情報収集していくということであった。家庭復帰ケースへのアフターケアという観点から考えると、施設入所中の子どもの様子、親子の様子といった情報は、退所後の養育支援を行うにあたって必要な情報ではないかと考える。個人情報保護の問題を挙げる自治体もあったが、家庭復帰ケースへのアフターケアを行うにあたっての施設と市町村の連携のあり方についても今後検討していきたいと考える。

V. 今後の課題

本研究では、近畿 2 府 4 県の市町村における養育支援訪問事業の実施状況と、その事業を用いた家庭復帰ケースへの支援の現状と課題について検証を行った。サンプル数が少ない中での考察・結論には限界が多いため、今後は、近畿以外の地域における家庭復帰ケースへの市町村による支援の実態についても調査研究を進めていきたいと考えている。

また、本調査への回答の中で複数寄せられた「養育支援訪問事業と類似した事業（乳児全戸訪問事業等）との関連性や相違点がわからない」といった指摘については、今後の検討課題とするとともに、養育支援訪問事業の一環として家庭復帰ケースへの養育支援を行うことの意義・意味についても引き続き検討していきたいと考えている。

謝辞

本研究は、2012（平成 24）年度児童関連サービス調査研究等事業（こども未来財団）「児童養護施設からの家庭復帰ケースへの養育支援における市町村と施設との連携に関する研究」の一部を報告するものです。調査研究にご協力頂いた関係諸氏に深謝いたします。

<註>

¹ 政令指定都市については、当初「区」ごとに調査票を郵送したが、堺市と京都市からは「市として一括しての回答とする」と返答があったため、231自治体となっている。

² Krippendorff, K. (1980) CONTENT ANALYSIS (=1989, 三上俊治他訳『メッセージ分析の方法：「内容分析」への招待』勁草書房) を参考にした。

<文献>

石田賀奈子・芝野松次郎ほか(2007)「児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーカーの役割分析：エキスパートインタビューの分析を通して」『子ども家庭福祉学(日本子ども家庭福祉学会)』(6),pp.13-22.

伊藤嘉余子(2010)「児童養護施設退所児童のアフターケアに関する研究：アンケート調査からの分析」『子ども家庭福祉学(日本子ども家庭福祉学会)』(10),pp.35-45.

厚生労働省(2004)「養育支援訪問事業ガイドライン」

Krippendorff, K. (1980) CONTENT ANALYSIS (=1989, 三上俊治他訳『メッセージ分析の方法：「内容分析」への招待』勁草書房)

西郷泰之(2011)「イギリスの家庭訪問支援の実際--公私協働する民間組織」『世界の児童と母性』(70) pp.73-76.

西郷泰之(2011)「家庭訪問支援(ホームビジティング)をマッピングする」『世界の児童と母性』(70) pp.73-76.

総務省(2011)「児童虐待の防止等に関する政策評価の取りまとめの方向性」

Child Care Support for Residential Child Care Leavers Who Returned to Their Family

-Analysis from the fact-finding survey of the visiting child care support by municipal staff

Kayoko Ito

Kanako Ishida

Saki Nagano

This study aimed to clarify the problem of child care support for Residential Child Care Leavers who returned to their family. The method of research involved the questionnaire on municipal staff, and the case study about child care support by visiting home.

The results of the analysis identified four actual conditions and specific needs. (1) "Linking for preventing of isolation" and "empowerment" are playing a key role as support. (2) The need to improve the repertory of the visit supporter and a problem of the man power. (3) The lack of the countermeasure when parent refused the visiting support. (4) The lack of the cooperation with Residential Care Home for children and visit supporter.

Key words : Residential Care Home for children, family reunification, home visiting